

7 日 獣 発 第 78 号
令和 7 年 5 月 23 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**EU査察における牛肉輸出に係る指摘事項への対応について
(エストラジオールを含む使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築)**

このことについて、令和 7 年 5 月 21 日付け 7 畜産第 570 号、7 消安第 1290 号及び 7 輸国第 689 号をもって農林水産省畜産局食肉鶏卵課長、消費・安全局畜水産安全管理課長及び輸出・国際局規制対策グループ長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、本年 3 月、英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（以下「EU 等」）向けに輸出される畜水産物について、EU 等の輸入条件適合状況確認のため、欧州委員会による査察が実施され、エストラジオール安息香酸エステルの使用管理に関して指摘を受け、EU 等向け輸出牛肉の由来牛に対しては、出生からと畜されるまでの間、不使用確認体制を構築することとされました。

このため、「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」を改正するとともに、令和 7 年 6 月 23 日の施行に向け、関係者各位に対応を開始することについて周知が依頼されたため、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

また、別添通知の別紙 4 のとおり説明会の開催について案内されております。資料は別添 2 のとおりです。開催は令和 7 年 5 月 26 日から 30 日までの期間とされていることから、参加が必要と思われる関係者へのご案内につきましても併せてお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 栗野

TEL 03-3475-1601

7 畜産第 570 号
7 消安第 1290 号
7 輸国第 689 号
令和 7 年 5 月 21 日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省畜産局食肉鶏卵課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
輸出・国際局規制対策グループ長

E U 査察における牛肉輸出に係る指摘事項への対応について
(エストラジオールを含む使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築)

本年 3 月、英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（以下「E U 等」という。）に輸出する畜水産物について、E U 等の輸入条件の適合状況確認のため、欧州委員会当局による査察が行われました。

査察では我が国で承認されている動物用医薬品等の畜水産物中における使用管理状況の確認が行われ、以下の指摘があったところです。

- ①我が国で承認されているエストラジオール安息香酸エステルは、E U 等においてはあらゆる目的で家畜への使用が生涯禁止されているエストラジオール 17 β の類似物質に該当する
- ②エストラジオール安息香酸エステルの使用に関して、我が国の国内法により公的機関が記録を確認できる枠組みがあるが、その記録は E U 等向け輸出に当たり公的機関によって確認されていない
- ③E U 等向け輸出牛肉の由来牛に対しては、出生からと畜されるまでの間、エストラジオール安息香酸エステルを使用していないことを確認した上で衛生証明書等を発行する体制を早急に整備する必要がある

このため、「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」を改正し、E U 等向け輸出牛肉の由来牛に対しては、出生からと畜されるまでの間、エストラジオール安息香酸エステルを使用していないことを確認する体制を構築することとします。

本体制は、令和 7 年 6 月 23 日の施行に向けて要綱改正等の作業中ですが、関係者の皆様方には限られた準備期間の中で対応を開始していただくこととなるため、下記について、貴団体/貴施設におかれては、会員等に対し、本件の周知をしていただくようよろしくお願い申し上げます。

1 エストラジオール安息香酸エステルの不使用確認体制

エストラジオール安息香酸エステルの不使用確認の体制としては、「E U及びノルウェー向け輸出牛肉の取扱いについて(牛肉輸出に係るE Uの新たな動物用医薬品規則への対応)」(令和6年3月4日付け5畜産第2664号・5消安第7068号・5輸国第4574号農林水産省畜産局食肉鶏卵課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、消費・安全局動物衛生課長、輸出・国際局規制対策グループ長通知)で使用しているホスホマイシンの不使用申告書の様式例を改正し、エストラジオール安息香酸エステルを対象薬剤に追加することとします(別紙1参照)。具体的な取扱いは以下のとおりとします。

(1) 不使用申告書の提出

E U等向け認定と畜場等にE U等向け輸出牛肉が由来する牛を出荷している農家(以下「最終出荷農家」という。)は、別紙2-1の様式例を参考に、出荷する牛に対してエストラジオール安息香酸エステルが用いられていないことを申告する。この際、出荷牛の飼養歴がある全ての農場でのエストラジオール安息香酸エステルの不使用申告書等を根拠に申告することとなる。

また、エストラジオール安息香酸エステルは性成熟した雌牛に使用される可能性があることから、このような牛を飼養・出荷した繁殖農家等は獣医師に不使用を確認の上、別紙2-2の様式例を参考に、出荷先の農家に申告し、それ以外の繁殖農家等は別紙2-1の様式例を参考に、出荷先の農家に申告する。

(2) 獣医師・診療所との不使用合意書の締結

エストラジオール安息香酸エステルは、獣医師により投与され、獣医師法に基づき、獣医師の診療簿に投薬履歴が記録される薬剤であることから、必要に応じ獣医師の診療簿を参照できる体制を構築しておく必要がある。

このため、最終出荷農家においては、予め、担当獣医師・診療所との間で、①エストラジオールを使用しない旨、②必要に応じて診療簿の写しの提供・提示に協力する旨を定める合意書を別紙3の様式例を参考に取り交し、その合意書をもとにE U等向け輸出牛肉の由来牛の出荷ごとに申告する。

2 本件の詳細について、別紙4のとおり説明会を開催いたしますので、御出席賜りますようお願いいたします。

3 参考までに、E U等へ輸出する牛肉の由来牛への使用が禁止される薬剤一覧を別紙5のとおり添付します。

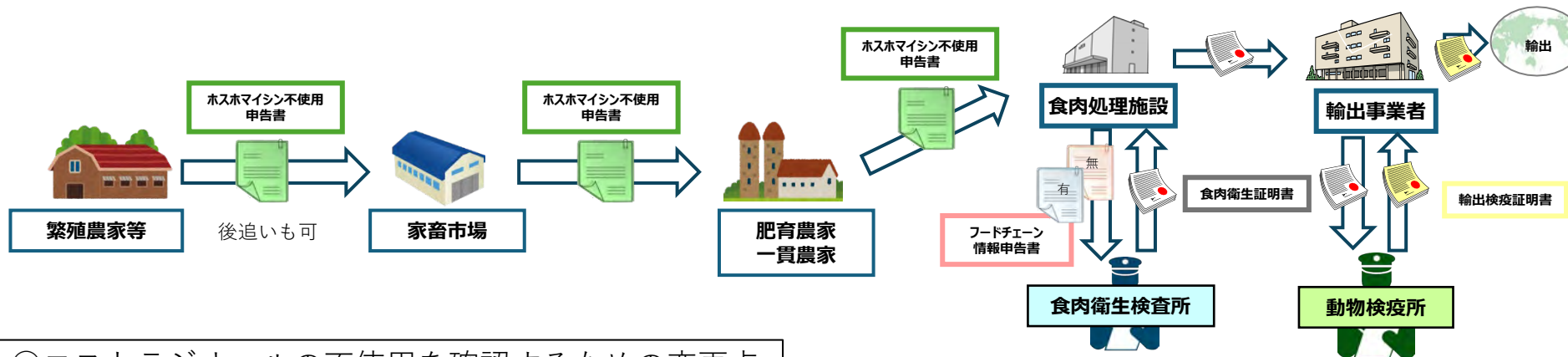
以上

EU等における使用禁止薬剤を使用していないことを証明する体制（別紙1）

- ・ 農場は、関係法令等に基づき、農場等で保管されている薬剤使用記録等に基づいて、不使用申告書を作成。
- ・ 最終的に食肉処理施設に出荷する農場まで不使用申告書をリレーすることにより当該出荷牛の生涯でEU等における使用禁止薬剤が不使用であることを証明。
- ・ 食肉衛生検査所はフードチェーン情報申告書に不使用の申告がされている場合にのみ、食肉衛生証明書を発行。

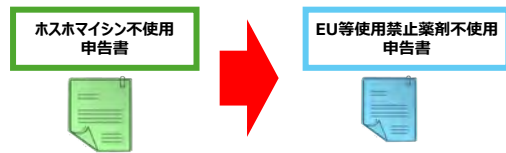
<変更点>

- ・ 不使用申告書の対象薬剤にエストラジオールを追加し、「ホスホマイシン不使用申告書」を「EU等禁止薬剤不使用申告書」へ変更。
- ・ 農場一獣医師間にて、EU等における使用禁止薬剤の不使用に関する合意書を作成。



○エストラジオールの不使用を確認するための変更点

- ✓ 不使用申告書の対象薬剤にエストラジオールを追加



- ✓ 発情誘起など治療目的外での使用記録を必要に応じて確認できるよう、農家と獣医師の合意書を追加

※経産牛が肥育素牛として導入される場合など、エストラジオールが使用される可能性がある13カ月齢以上の雌牛が肥育農家に導入された場合には別途様式で後追いで確認。



(様式例)

※繁殖農家等：雄又は去勢、13 か月 齢未満の雌牛を上場・移動させる場合はこちら

肥 育 農 家：月 齢、性別に関わらず獣医師との合意書がある場合はこちら

氏名・名称：_____

住所：_____

電話番号：_____

EU 等における使用禁止薬剤の使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生（転入している場合は転入日）から転出までの期間、以下のチェックした成分を含む薬剤を使用していないことを申告します。

[EU 等における使用禁止薬剤：□ホスホマイシン、□エストラジオール]

記

1. 個体識別番号：

					—					—	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

2. 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 性別： ☐雄又は去勢 ・ ☐雌 （☐未経産、☐経産）

4. 転入有無： ☐無し ・ ☐有り
（転入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 転入時月齢： _____ か月）

※該当するものに✓（転入「有り」の場合は転入日及び転入時月齢を記入）

5. 転出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日（転出時月齢： _____ か月）

以上

(様式例)

※繁殖農家等：13 か月齢以上の雌牛を上場・移動させる場合はこちら

肥 育 農 家：月齢、性別に関わらず獣医師の合意書がない場合はこちら

氏名・名称：_____

住所：_____

電話番号：_____

EU 等における使用禁止薬剤の使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生（転入している場合は転入日）から転出までの期間、以下のチェックした成分を含む薬剤を使用していないことを申告します。

なお、当該成分を使用していないこと及び確認が必要な場合に都道府県等の求めに応じて診療簿の写しを提供又は提示することに協力することを獣医師・診療所にも確認済みです。

[EU 等における使用禁止物質：□ホスホマイシン、□エストラジオール]

記

1. 個体識別番号：

					—					—	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

2. 生年月日：_____年_____月_____日

3. 性別：□雄又は去勢・□雌（□未経産、□経産）

4. 転入有無：□無し・□有り
(転入日：_____年_____月_____日 転入時月齢：_____か月)

※該当するものに✓（転入「有り」の場合は転入日及び転入時月齢を記入）

5. 転出日：_____年_____月_____日（転出時月齢：_____か月）

6. 獣医師・診療所：(獣医師・診療所名)_____

以上

令和 年 月 日

合 意 書

当農場_____及び
担当獣医師又は診療所_____は、
下記の事項を遵守することに合意いたします。

記

1. 当該農場で飼育している牛のうち、EU 等向けに輸出する牛肉由来の牛において、
EU 等が使用を禁止している以下の成分を含む薬剤を一切使用いたしません。
〔EU 等における使用禁止薬剤：ホスホマイシン、エストラジオール〕
2. 確認が必要な場合都道府県職員等の求めに応じて診療簿の写しを提供又は提示す
ることに協力いたします。

以上

(農場主)

農場所在地：

氏名：

(担当獣医師又は診療所)

診療所所在地：

獣医師名又は診療所名：

E U等における使用禁止薬剤の不使用の確認体制の構築に関する説明会
開催案内

1. 開催日時

- ① 令和 7 年 5 月 26 日 (月) 13 時 30 分～14 時 30 分
- ② 令和 7 年 5 月 28 日 (水) 15 時 00 分～16 時 00 分
- ③ 令和 7 年 5 月 29 日 (木) 10 時 30 分～11 時 30 分
- ④ 令和 7 年 5 月 30 日 (金) 10 時 30 分～11 時 30 分

(①、②、③及び④は同じ内容を説明いたしますので、いずれか御都合のよい日で御出席をお願いします。)

2. 開催方法

オンライン開催 (Teams による開催)

※Teams の接続可能数はある程度余裕をもってありますが、上限がありますので、同一の場所から複数名で参加いただく際は、可能な範囲で接続数を絞ってご参加ください。

3. 会議参加 URL

https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_NDRkM2F1MjktMGUxMi00MDczLWE3NjgtZmY4ZWFlMTA1NTZh%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%2206e4a0ff-4972-4a8b-af30-4571361d1344%22%2c%220id%22%3a%22aa1dc5d0-5803-4bd0-82a0-8eb459085a8f%22%7d

会議 ID: 418 534 920 634 1

パスコード: Fy9SC7SY



(QR コード)

4. 議題 (案)

- (1) E U等向け輸出牛肉輸出要綱の改正の概要
- (2) 関係者の皆様に対応及び検討いただきたい事項について
- (3) 質疑応答

5. 説明者

農林水産省畜産局食肉鶏卵課

消費・安全局畜水産安全管理課

輸出・国際局規制対策グループ

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

欧州連合、英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーへ輸出する牛肉の
由来牛への使用が禁止される薬剤一覧

1 欧州委員会委任規則第 2022/2292 号第 10 条に基づく禁止薬剤

※日本において承認されている製剤で該当するものは、雌牛に使用する、エストラジオール安息香酸エステルを有効成分とする製剤のみ。

- ・ ステロイド類 (エストロジェン作用、アンドロジェン作用、ゲスターゲン作用)
- ・ スチルベン類
- ・ 抗甲状腺薬
- ・ β 作動薬
- ・ アリストロキア属植物及びその調製物
- ・ クロラムフェニコール
- ・ クロロホルム
- ・ クロルプロマジン
- ・ コルヒチン
- ・ ダブソン
- ・ ジメトリダゾール
- ・ メトロニダゾール
- ・ ロニダゾール
- ・ ニトロフラン類

(注) エストラジオール 17 β 及びそのエステル誘導体を除くステロイド類 (エストロジェン作用、アンドロジェン作用、ゲスターゲン作用) 及び β 作動薬については治療目的や発情誘起等を目的の場合は使用可能。

2 欧州委員会委任規則第 2023/905 号第 3 条に基づく禁止薬剤

※日本において承認のある製剤は、ホスホン酸誘導体 (ホスホマイシン) のみ。

※2026 年 9 月 3 日以降に欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーにおいて通関される牛肉の由来する牛に適用される。

(1) 抗生物質 (Antibiotics)

- ・ ホスホン酸誘導体 (Phosphonic acid derivates)
- ・ カルボキシペニシリン系 (Carboxypenicillins)
- ・ ウレイドペニシリン系 (Ureidopenicillins)
- ・ セフトビプロール (Ceftobiprole)
- ・ セフトアロリン (Ceftaroline)
- ・ セファロスפורイン系薬剤と β -ラクタマーゼ阻害剤の併用
(Combinations of cephalosporins with beta-lactamase inhibitors)
- ・ シデロフォアセファロスפורイン類 (Siderophore cephalosporins)
- ・ カルバペネム系 (Carbapenems)
- ・ ペネム類 (Penems)

- ・ モノバクタム系 (Monobactams)
- ・ グリコペプチド (Glycopeptides)
- ・ リポペプチド (Lipopeptides)
- ・ オキサゾリジノン系 (Oxazolidinones)
- ・ フィダキソマイシン (Fidaxomicin)
- ・ プラゾマイシン (Plazomicin)
- ・ グリシルサイクリン系 (Glycylcyclines)
- ・ エラバサイクリン (Eravacycline)
- ・ オマダサイクリン (Omadacycline)

(2) 抗ウィルス剤 (Antivirals)

- ・ アマンタジン (Amantadine)
- ・ バロキサビルマルボキシル (Baloxavir marboxil)
- ・ セルゴシビル (Celgosivir)
- ・ ファビピラビル (Favipiravir)
- ・ ガリデシビル (Galidesivir)
- ・ ラクチミドマイシン (Lactimidomycin)
- ・ ラニナミビル (Laninamivir)
- ・ メチサゾン (Methisazone/metisazone)
- ・ モルヌピラビル (Molnupiravir)
- ・ ニタゾキサニド (Nitazoxanide)
- ・ オセルタミビル (Oseltamivir)
- ・ ペラミビル (Peramivir)
- ・ リバビリル (Ribavirin)
- ・ リマンタジン (Rimantadine)
- ・ チゾキサニド (Tizoxanide)
- ・ トリアザビリン (Triazavirin)
- ・ ウミフェノビル (Umifenovir)
- ・ ザナミビル (Zanamivir)

(3) 抗原虫剤 (Antiprotozoals)

- ・ ニタゾキサニド (Nitazoxanide)